

#### 4 利用料金〈介護保険適応の方〉

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
30分未満	471	511円	1,021円	1,532円
30分以上1時間未満	823	892円	1,784円	2,676円
1時間以上1時間30分	1,128	1,223円	2,446円	3,668円

※相模原市は乙地につき、単位の1.084倍になります。

加算

	単位数	利用者負担額1割の場合	算定回数等
緊急時訪問看護加算	600	614円	1月に1回
退院時共同指導加算	600	642円	
初回加算	300	325円	初回のみ
複数名訪問看護加算			1回当たり(30分未満)
			1回当たり(30分以上)
長時間訪問看護加算	300	325円	1回当たり
特別管理加算(I)	250	271円	1月に1回

早朝(午前6時～午前8時)は25%増

深夜(午後10時～午前6時)は50%増

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

#### 〈医療保険適応の方〉

基本療養費+管理療養費

\*下記料金にご加入の保険割合が適応されます

基本療養費	管理療養費	基本料金(基本療養費+管理療養費)
訪問看護基本療養費(I)	月1回目 7,670円 月2回目～ 2,500円	訪問看護基本療養費(I) 月1回目 13,220円 月2回目～ 8,050円 週4日目以降 9,050円
5,550円(週3日まで)		訪問看護基本療養費(II) (1)同一日に2人 月1回目 13,220円 月2回目～ 8,050円 週4日目以降 9,050円 (2)同一日に3人以上 月1回目 10,450円 月2回目～ 5,280円 週4日目以降 5,780円
6,550円(4日目以降)		
訪問看護基本療養費(II)		
(1)同一日に2人		
5,550円(週3日まで)		
6,550円(4日目以降)		
(2)同一日に3人以上		
2,780円(週3日まで)		
3,280円(4日目以降)		

加算

	利用料	算定回数等
24時間対応体制加算	6,520円	1回/月
長時間訪問看護加算	5,200円	1回/週
複数名訪問看護加算	4,300円	保健師・看護師の場合
	3,800円	准看護師・理学療法士の場合
緊急時訪問看護加算	2,650円	1日につき
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	(夜間)18時～22時(早朝)6時～8時
深夜訪問看護加算	4,200円	22時～6時
特別管理加算I	5,000円	1回/月
退院時共同指導加算	8,000円	1回

- \*緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します
- \*退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- \*看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- \*初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。
- \*複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。
- \*長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1 時間以上 1 時間 30 分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた 1 時間 30 分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- \*特別管理加算は、特別な管理を必要とする利用者に対して管理を行った場合に加算します。

#### (1) 交通費

通常実施地域(相模原市中央区)の方は無料ですがそれ以外の地域にお住まいの方は交通費がかかります。通常の事業の実施地域を超えた地点から片道 1Km ごとに 50 円。公共交通機関利用の場合は実費となります。

#### (2) キャンセル料金

①ご利用日の前営業日までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 10%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

#### (3) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 10 日までに請求しますので、請求月の 25 日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。

(ア)事業者指定口座への振り込み

(イ)現金支払い